

ユニオン北陸支部の行政措置要求に対し 人事院「週休日の振替は、事前でない場合 は管理職特別勤務手当の対象」と判定

台風時等
は、振替日
決まってい
ないね。

人事院は「週休日の
振替が行われていな
い場合は、管理職特
別勤務手当を支給す
べき」と判定。

管理職ユニオン北陸支部
で人事院に行っていた
①週休日の事後振替
②緊急時の在宅勤務の行政措置要
求」に対し、6月19日付けで
判定が出されました。



務時間を勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振るものであり、新たに週休日とする日等は事前に決定しなければならないが、上記記載のとおり、当局は、新たに週休日とする日等を事後に決定しようとし、事前には決定していないことから、同年1月14日の両要求職員の勤務については、週休日の振替等が行われていたとは認められない。

(4) 以上のとおり、平成29年1月14日に金子要求職員及び佐藤要求職員が行った勤務については、金子要求職員には管理職員特別勤務手当を支給すべきであり、佐藤要求職員には同手当の支給額を是正すべきである。

